

## 米中貿易摩擦と覇権争い(Reference Review 64-4号 の研究動向・全分野から, リファレンスレビュー研 究動向編(2018年7月~2019年5月))

著者	広瀬 憲三
雑誌名	産研論集
号	47
ページ	101-103
発行年	2020-03-20
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10236/00028678">http://hdl.handle.net/10236/00028678</a>

①遺産動機（高齢者が子孫に遺産を遺したいと考えるために貯蓄の取り崩しを控える）、②予備的貯蓄動機（高齢者が生活における不測の支出に備えるために貯蓄の取り崩しを控える）という2つの動機が存在が指摘されている。比嘉一仁「我が国の高齢者世帯の貯蓄取崩し行動」（『Economic & social research』21号）は、この問題に関する最新の研究の一つである Murata (2018) の研究結果「日本の高齢者の貯蓄取り崩しについては、遺産動機の方が重要である」について詳細な解説を行っている。

駒村康平・渡辺久里子「75才以上高齢者の金融資産残高と資産選択について—資産の高齢化への対応—」（『統計』2018年8月号）は、急速に進む「金融資産の高齢化」にともなって発生する様々な問題について論じている。その一つとして、「金融資産の管理・運用能力は50代前半がピークであり、その後は低下していく」という米国の研究結果（Agarwal et al., 2009）を紹介し、高齢者の認知能力の低下が金融資産の管理・運用能力に与える影響を指摘している。確かに、このような加齢にともなう金融資産の管理・運用能力の低下は、高齢者に予期せぬ大きな損失をもたらす可能性がある。高齢投資家の保護は、「金融資産の高齢化」時代において対処すべき重要な問題になると考え

られる。

高齢者の金融資産の管理・運用能力の低下という問題について、三宅恒治「超高齢社会における金融のあり方」（『地銀協月報』2018年6月号）は、2つの対応策を提案している。1つ目は、高齢者が年齢とともに金融資産の運用・管理能力が低下するのに合わせて自動的にリスクの低い運用にシフトできるような仕組みをもった金融商品（ターゲットデートファンドやファンドラップなど）の利用である。2つ目は、高齢者の金融資産を金融機関が預かり元本保証で運用する信託商品の利用である。高齢者本人に代わって金融機関が金融資産を管理することによって、高齢者の認知能力低下によって生じる様々なトラブル（資金の使い過ぎ、詐欺被害など）を防止することが可能になる。また信託商品は資産承継や相続を円滑に進める機能も有しており、高齢者の子孫に遺産を遺したいというニーズにも応えることができるとしている。

「金融資産の高齢化」への対応は日本にとって重要な政策課題であるにも関わらず、その研究は始まったばかりである。医学と連携して高齢者の投資行動を研究する「ファイナンシャル・ジェロントロジー（Financial Gerontology: 金融老年学）」の今後の進展に期待したい。

## 【Reference Review 64-4 号の研究動向・全分野から】

### 米中貿易摩擦と覇権争い

商学部教授 広瀬 憲三

トランプ政権誕生後、アメリカと中国との間で貿易交渉が活発になっている。米中間の貿易収支は長くアメリカの赤字が続いているが、今なぜこのように過熱しているのだろうか。この問題を考えるとき、単なるアメリカの貿易赤字、アメリカ国内の雇用の拡大ではなく、急速に技術力を向上させている中国とアメリカとの技術をめぐる争い、また世界の貿易システムをどのように構築するか米中の争いという視点も重要となってくる。

る。

世界貿易に占める中国の輸出シェアは2000年の3.9%から2006年にはアメリカを、2009年にはドイツを抜き、2017年には13.0%へと、輸入シェアは2000年の3.4%から2003年には日本を、2009年にはドイツを抜き、2017年には10.3%へと急速に拡大している。かつて輸出・輸入で世界シェアの1位となっていたアメリカは、輸出においては中国にその座を明け渡して久しい。

そのような中、アメリカのトランプ政権はアメリカ第一主義を唱え、NAFTAでは強気の政策でアメリカに有利な改正を行い、アメリカ国内の雇用の拡大などを目指している。アメリカにとって中国はNAFTAに次ぐ輸入国であり、その貿易赤字は、2017年で3752億ドルの赤字で、アメリカの貿易赤字全体7962億ドルの半分近くを占めている。

アメリカ政府は、中国からの輸入増の背景として、中国の政府支援を背景とした国営企業による海外進出、鉄鋼やアルミニウムの過剰生産、中国政府による人民元レートの規制があり、米国から中国への輸出に関しては、中国の閉鎖的な市場や商慣行、知的財産権の侵害、中国に進出している米国企業に対する技術移転を強要するなど、公正な貿易ができないことへのいら立ちだともいわれる。アメリカにとっては、中国は政治制度が異なるため、中国企業はアメリカ企業を容易に買収できるが、アメリカ企業は中国企業を容易に買収できないなど中国企業は資金調達や許認可、税制面で中国政府から優遇を受けている、アメリカ企業が中国に進出する場合、技術移転を強要される、知的財産保護のために中国での研究開発や生産等を制限せざるを得ないなどの要因が貿易赤字につながっていると考えているのであろう。自由で公正な中での経済競争と貿易を求めるアメリカに対し、中国政府は自国企業への優遇、外国企業への規制を行い、対外貿易についてのみ自由な貿易を求めているという主張かもしれない。坂本正弘論文（「米中通商戦争と覇権」『国際金融』1313号2018.10）、週刊東洋経済「リーマンショック10年：今そこにあるリスク 第1回—ドル vs. 人民元 経済覇権争う米中—」（6811号2018.9）は米中の覇権争いについて詳細に述べている。

一方、中国は改革開放政策により世界の工場として成長を続ける段階から政府主導のもと外国の技術を積極的に吸収する政策をとり、技術力を高めてきている。GDPで見ると世界第2位となり先進諸国に比べ高い成長を続けている。急速な成長のためアメリカなど先進諸国に頼らなければならない技術も多くあり、中国にとっては先進国を目指すためにはさらに技術を独自に開発する能力が

求められる。

中国は2015年、建国100年を迎える2049年に「世界の製造強国の先頭グループ入り」を目指す長期戦略のもと2025年までに「世界の製造強国の仲間入り」を目標とした「中国製造2025」を掲げた。重点10分野の目標の中で例えば、次世代通信規格「5G」のカギを握る移動通信システム設備では2025年に中国市場で80%、世界市場で40%、産業用ロボットでは「自主ブランドの市場占有率」を2025年に70%とすることを目標としている。現在、中国製造業が集積回路、半導体など重要分野で外国に依存する程度が大きいことがあり、中国国内で高度な部品も製造できる技術を持つことを目指していることがその背景にある。

米中貿易摩擦の背景には中国の技術力の急速な向上がある。青木崇論文（「米中の貿易摩擦問題の背景にある中国技術の技術力向上」『日経研月報』483号2018.9）は、中国企業がIoT時代に通信関連を中心に技術力が向上している点を、IoT国際競争力指標の上昇、中国の技術契約市場の拡大、国際的な特許の急速な拡大の3つの観点で分析している。青木論文によると、IoT国際競争力指標では、アメリカ、日本について3位であるが、ここ数年で急速に拡大しており、技術契約市場でも、2016年には1兆元を超え、10年前の6倍に拡大しており、例えば電子情報（IT関連）の技術契約金額は2013から3年で1.7倍に拡大、特許出願件数でも、2017年の世界5大特許庁への出願件数は、中国は約138万件と2位のアメリカの61万件の2倍以上となっており、このような中国の技術力の向上が米中貿易摩擦の背景となっていると主張する。

一方、中国政府は世界貿易システムについても模索している。沈銘輝・孔大鵬論文（「トランプ政権成立後の中国のFTA戦略」『ERINA REPORT PLUS』144巻2018.10）はトランプ政権後の米中貿易交渉の中での中国の世界に向けた貿易戦略であるFTAの状況、一帯一路政策について述べている。沈・孔論文では、トランプ政権が保護主義的な行動をとるのに対し、中国は投資、競争、知的財産権、環境政策、電子商取引などの次世代の貿易問題を取り入れたFTA交渉を進めて、「一帯一

路」を締結した国々との間での経済協力を推し進めていると主張している。これは、中国政府が考える中国が主導権をとって世界貿易システムを構築しようという考えかもしれない。

今問題となっている米中の貿易戦争は、単なる中国の対米貿易黒字削減の問題ではなく、世界経済の中でのアメリカの覇権が中国へと移っていくのか、アメリカが覇権を持ち続けるのかをめぐる米中の争いともいえる。確実に技術力を向上し、中国を中心とした世界貿易システムを構築しよう

としている中国に対して、トランプ政権はどのような中長期の技術戦略、貿易戦略を構築するのだろうか。技術的にアメリカに追いついてくる中国に対して、アメリカはどのような技術戦略で対抗するのか、またそのような技術戦略のもとでどのような世界貿易システムを構築しようとするのか。日本、EUはアメリカ、中国の技術戦略、世界貿易システムに対してどう対応していくのか。重要な選択が求められるであろう。

## 【Reference Review 64-4 号の研究動向・全分野から】

### 金融危機を防ぐために

総合政策学部教授 朴 勝俊

米国発金融危機から10年以上が、またEUの政府債務危機・銀行危機から8年以上が経過した。金融危機の再発を防ぐために、また再発したとしてもその影響を最小限にするために、すでに様々な措置が検討され、実施されてきた。本稿では、その全体像を見渡す手助けとなる論文を3つ紹介したい。

金融機関の連鎖的な破綻を引き起こすシステムリスクを防ぐために、マクロプルーデンス政策と称される一連の規制がある。危機発生国である米国では、オバマ政権のもとで金融規制改革法（ドッド・フランク法）が2010年に導入された。若園（2018）「トランプ時代の米国金融規制」は、この法律に含まれるマクロプルーデンス政策の内容（システムリスクの監視・予測を担う機関の設立や、システム上重要な金融機関の規制など）を紹介した上で、この法律をめぐるオバマ政権と議会共和党との攻防と、トランプ政権下での一部改正に至った経緯を詳しく説明している。その結論は、トランプが規制を骨抜きにしたというイメージに反して、法改正は共和党と民主党の歩み寄りによる現実的な対応であったとするものである。金融危機後、急遽策定されたこの法律には、十分な議論を踏まえずに策定された条項も複

数あり、それらが見直されたことが肯定的に評価されている。

日本では、銀行法・保険業法・金融商品取引法（証券業）といった別個の法律で、業態別の金融規制が行われてきた。しかし現在では、コンビニ・チェーンが傘下に銀行業を営み、IT企業なども様々な金融サービスを提供するなど、大きな状況変化のなかで、規制のあり方の再検討が求められていた。金融財政事情（2018）では、昨年6月19日に公表された金融制度スタディ・グループの「中間整理」の内容が、金融庁の担当者らの寄稿によって分かりやすく説明されている。旧来の業態別の規制から、決済・資金供与・資産運用・リスク移転といった機能別に業態横断的な規制を行う体制への転換と、同一の機能・同一のリスクには同一のルールという原則の確保が「中間整理」の内容であり、今後このような方向で規制改革が行われる可能性がある。

欧州連合（EU）のユーロ圏はある意味で、最も金融制度が脆弱な地域である。通常、民間銀行にとっては国債がもっとも安全な資産である。基本的に、通貨発行権を持つ政府が自国通貨建てで発行した国債が、（その政府の意志に反して）債務不履行（デフォルト）になることはないためであ